

第3回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月22日(水) 午後2時00分～4時13分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(13人) 職務代理者: 19番 塩野目 富夫 委員: 2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、11番 奥畑 智子、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(5人) 会長: 9番 関 閣夫 委員: 6番 大野 覚文、10番 小川 雄三、12番 小川 祥一、14番 堀江 恒夫 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 報告第1号 那須烏山市農業委員会農業振興専門委員会副会長の変更報告について 日程第3 報告第2号 那須烏山市農業委員会調査区域の変更について 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第7 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第250号)の承認について 日程第8 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第251号)の承認について 日程第9 議案第6号 令和5年度農作業標準賃金の設定について 日程第10 議案第7号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第3回総会を開会いたします。会長が欠席のため、塩野目 富夫 職務代理にご挨拶をお願いいたします。
職務代理(塩野目)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、関 閣夫 会長、6番 大野 覚文 委員、10番 小川 雄三 委員、12番 小川 祥一 委員、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中13名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、会長欠席のため、以後の議事進行は、塩野目 富夫 職務代理をお願いいたします。

職務代理（塩野目）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 15番 石岡 幸雄 委員、16番 荒井 喜代子 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 報告第1号 「那須烏山市農業委員会農業振興専門委員会副会長の変更報告について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 報告第1号 議案書の朗読 >
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 令和4年7月に 関 閣夫 委員が会長に就任して以来、空席となっていた農業振興専門委員会副会長に 荒井 喜代子 委員を推薦し、運営委員会において承認された旨を報告 >
議長	次に、日程第3 報告第2号 「那須烏山市農業委員会調査区域の変更について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 報告第2号 議案書の朗読 >

議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局長（相ヶ瀬）	＜ 令和4年7月に 関 閣夫 委員が会長に就任して以来、それまで会長の担当であった福岡・八ヶ代地区を暫定的に福岡が地元である 小川 雄三 委員に依頼していたが、正式に 小川 雄三 委員の担当地区とする旨を報告 ＞
議長	次に、日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第1号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告の前に、事務局から提案があるようですので、説明をお願いいたします。
事務局長（相ヶ瀬）	＜ 整理番号1番から8番及び17番から24番については、次に上程される議案第2号 整理番号1番から8番の営農型太陽光発電設備設置の案件に伴うものであることから、議案第2号の審議後に審議とした方が妥当であると考えている旨を説明 ＞
議長	事務局より提案説明がありましたとおり、整理番号1番から8番及び17番から24番については、次に上程される議案第2号の審議後に審議とすることによりよろしいかお諮りします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から8番及び17番から24番については、次に上程される議案第2号の審議後に審議とすることに決定いたしました。それでは、整理番号9番から16番について、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号9番について、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5番 興野 礼子 委員	3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号9のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約60年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等

(5番 興野 礼子 委員)	へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号10番から13番について、8番 川上 恵 委員をお願いいたします。
8番 川上 恵 委員	3月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号10から13のとおりです。渡人と受人の関係、整理番号10番、13番、第3者。整理番号11番、親族、祖父と孫。整理番号12番、親子。権利移動等の内容、整理番号10番、13番、自作地、賃借権の設定10年間。整理番号11番、12番、自作地、使用貸借権の設定10年間。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ナス、タマネギを作付予定。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家、新規就農。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、整理番号10番、約2km。整理番号11番から13番、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号14番、15番については、調査委員が欠席のため事務局に代読させます。
事務局（大橋）	3月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号14・15のとおりです。渡人と受人の関係、整理番号14番、第3者。整理番号15番、親族。権利移動等の内容、整理番号14番、自作地、売買による所有権移転。整理番号15番、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約45年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、フォークリフト1台。取得地への通作距離、整理番号14番、約0.1km。整理番号15番、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号16番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18番 相吉澤 宏 委員	3月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第

(18番 相吉澤 宏 委員)	1号、整理番号16のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、花木 桜の苗木。農業従事年数及び農業形態、約60年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約10km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号9番から16番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号9番から16番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、13番 中村 東 委員をお願いいたします。
13番 中村 東 委員	3月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、農用区域内農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が畑、南が道を挟んで畑、北が青地を挟んで畑。同意書、なし。譲渡人所有以外の隣接農地なし。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定10年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、

(13番 中村 東 委員)	販売等に関する事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、0.5㎡。総面積3,076㎡の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約158万円、売電単価 税抜12円。構造等、パネル192枚、寸法2,278mm×1,134mm、高さ約2.1mから3.2m。パワーコンディショナー9基、引込柱1本、パネル支柱直径76mm×108本、発電出力49.5kW、年間発電量約13万7千kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8㎡。地域の平均的な単収の80.1%見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合10年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年6月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第3条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和3年9月29日付け。経済産業省事業認可済、令和4年2月15日付け。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、農用地区域内農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路を挟んで雑種地、西が水路・道を挟んで田、南が水路・道を挟んで田、北が青地を挟んで雑種地。同意書、なし。隣接農地なし。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定10年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、0.36㎡。総面積1,665㎡の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約158万円、売電単価 税抜12円。構造等、パネル192枚、寸法2,278mm×1,134mm、高さ約2.1mから3.2m。パワーコンディショナー9基、引込柱1本、パネル支柱直径76mm×77本、発電出力49.5kW、年間発電量約13万7千kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8㎡。地域の平均的な単収の80.1%見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合10年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年6月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第3条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和3年9
---------------	--

(13番 中村 東 委員)	月 27 日付け。経済産業省事業認可済、令和 4 年 3 月 8 日付け。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 3 番から 5 番について、8 番 川上 恵 委員をお願いいたします。
8 番 川上 恵 委員	3 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、農用区域内農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が赤道を挟んで畑、西が畑、南が青地を挟んで畑、北が水路を挟んで田。同意書、あり。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定 10 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、0.41 ㎡。総面積 1,801 ㎡の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約 158 万円、売電単価 税抜 12 円。構造等、パネル 192 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm、高さ約 2.1m から 3.2m。パワーコンディショナー 9 基、引込柱 1 本、パネル支柱直径 76 mm×88 本、発電出力 49.5kW、年間発電量約 13 万 7 千 kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8 ㎡。地域の平均的な単収の 80.1% 見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合 10 年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第 3 条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和 3 年 10 月 14 日付け。経済産業省事業認可済、令和 4 年 2 月 15 日付け。送電線の接続に関して法定外公共物使用許可について都市建設課と協議中。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、農用区域内農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が赤道を挟んで畑、西が畑・宅地・雑種地、南が雑種地・道を挟んで田、北が山林。同意書、あり。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定 10 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、販売等に関する

(8番 川上 恵 委員)	事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、0.54㎡。総面積6,256㎡の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約158万円、売電単価 税抜12円。構造等、パネル192枚、寸法2,278mm×1,134mm、高さ約2.1mから3.2m。パワーコンディショナー9基、引込柱1本、パネル支柱直径76mm×116本、発電出力49.5kW、年間発電量約13万7千kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8㎡。地域の平均的な単収の80.1%見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合10年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年6月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第3条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和3年10月4日付け。経済産業省事業認可済、令和4年2月15日付け。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、農用地区域内農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が畑、南が雑種地、北が雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定10年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、0.54㎡。総面積2,972㎡の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約158万円、売電単価 税抜12円。構造等、パネル192枚、寸法2,278mm×1,134mm、高さ約2.1mから3.2m。パワーコンディショナー9基、引込柱1本、パネル支柱直径76mm×117本、発電出力49.5kW、年間発電量約13万7千kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8㎡。地域の平均的な単収の80.1%見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合10年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年6月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第3条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和3年11月19日付け。経済産業省事業認可済、令和4年2月15日付け。埋蔵文化財
--------------	---

(8番 川上 恵 委員)	については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号6番から9番について、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。
7番 齋藤 勉 委員	3月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、農用区域内農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が畑、南が道を挟んで畑、北が雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定10年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、0.54㎡。総面積3,335㎡の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約158万円、売電単価 税抜12円。構造等、パネル192枚、寸法2,278mm×1,134mm、高さ約2.1mから3.2m。パワーコンディショナー9基、引込柱1本、パネル支柱直径76mm×117本、発電出力49.5kW、年間発電量約13万7千kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8㎡。地域の平均的な単収の80.1%見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合10年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年6月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第3条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和3年10月14日付け。経済産業省事業認可済、令和4年2月15日付け。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号7及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田・畑、西が宅地・畑、南が畑、北が田・畑・宅地。同意書、あり。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定10年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、

(7番 齋藤 勉 委員)	申請に至った。転用面積、0.58 m²。総面積 3,053 m²の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約 158 万円、売電単価 税抜 12 円。構造等、パネル 192 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm、高さ約 2.1m から 3.2m。パワーコンディショナー 9 基、引込柱 1 本、パネル支柱直径 76 mm×127 本、発電出力 49.5kW、年間発電量約 13 万 7 千 kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8 m²。地域の平均的な単収の 80.1%見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合 10 年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第 3 条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和 3 年 10 月 4 日付け。経済産業省事業認可済、令和 4 年 2 月 1 日付け。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 8 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 1 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が水路を挟んで田、南が水路を挟んで田、北が田。同意書、あり。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定 10 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業等を行っており、今回、営農型太陽光発電設備の設置に適した休耕中である申請地を借用できることとなり、営農を再開して地域の地産地消率の上昇に貢献すること、併せてクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、0.54 m²。総面積 3,076 m²の内支柱・引込柱等の部分のみ。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入約 158 万円、売電単価 税抜 12 円。構造等、パネル 192 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm、高さ約 2.1m から 3.2m。パワーコンディショナー 9 基、引込柱 1 本、パネル支柱直径 76 mm×117 本、発電出力 49.5kW、年間発電量約 13 万 7 千 kWh。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、営農者、株式会社●●● ●●●において認定農業者。作物、サツマイモ。パネル下部の農地作付面積、490.8 m²。地域の平均的な単収の 80.1%見込み。貸借終了後の対応、農地に復元する、誓約書あり。継続の場合 10 年後に再度一時転用申請を要す。資金関係の証明、財務諸表等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第 3 条 区分地上権の設定・使用貸借権の設定を同時申請。東京電力と接続契約済、令和 3 年 10 月 14 日付け。経済産業省事業認可済、令和 4 年 2 月 1 日付け。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
--------------	---

(7番 齋藤 勉 委員)	3月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号9及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が青地・水路を挟んで山林・宅地、西が道を挟んで山林・田、南が道を挟んで畑、北が青地を挟んで畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、株式会社●●●を経営しており、●●●に本社を、●●●に工場を有し、発砲・合成樹脂・包装資材の生産加工販売業務を行っているが、近年、業績成績の向上に伴い現在の工場では手狭になってきたことから、業務拡張のため規模を大きくした新たな工場の建築を計画したところ、申請地を取得することができるようになり、申請に至った。転用面積、5,173 m²。転用目的、工場 鉄骨造平屋建 1階 1,315.36 m²。建築面積、1,361.04 m²。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝へ放流。雨水排水、敷地内自然浸透及び防災調整池を設置。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可の日から令和5年12月25日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和5年2月17日付け。開発敷地内の赤道については、開発敷地東側に付け替えることで都市建設課と調整済。青地に関して普通財産用途廃止・普通財産売払申請済、付番済。申請者と株式会社●●●との不動産賃貸借契約締結済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号10番について、13番 中村 東 委員をお願いいたします。
13番 中村 東 委員	3月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号10及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで田、南が宅地、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、贈与による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、夫と子3人、父母の7人で申請地に隣接する実家で生活しているが、今後現在の住宅が手狭になることや、両親の今後の扶養を考慮し、新たな住宅の建築を計画したところ、申請地を取得することができるようになり、申請に至った。転用面積、420 m²。転用目的、一般住宅 木造2階建 1階 56.27 m²、2階 52.91 m²。建築面積、56.35 m²。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝へ放流。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年5月22日から令和5年10月15日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
3番 栗野 隆夫 委員	営農型太陽光発電設備の設置の申請について、8件のうち4件が同じ転用面積であるが、どういうことか。
事務局（中山）	8件のうち4件が同じ転用面積で、もう4件が若干違うが近い数字となっているのは、8件ともパネルの枚数が192枚で同じため。また、パネルの枚数が同じであることから、発電量も同じとなっている。
15番 石岡 幸雄 委員	それぞれの案件で農地の面積は異なっているが、パネル設置箇所以外の残りの面積はどうするのか。
事務局（中山）	パネルの枚数は同じだが間隔が違う。広い農地はパネルの間隔が広くなる。
15番 石岡 幸雄 委員	間隔が大分広くなるような農地もあると思われるが、パネルとパネルの間は何も耕作しなくてよいのか。
事務局（中山）	農地の広さに対して今後検討していくと聞いている。農地法上どうかという点では特に基準はなく、パネルの下単収が他と比べて8割を超えるようになっていれば問題ないという解釈である。サツマイモは採光率が約30%あれば作れるらしく、パネルの設置の仕方については特段問題ないので、残りは耕作しなくてもよいということではなく適切に管理等していただければと思う。
15番 石岡 幸雄 委員	どんなに広い間隔でもよいのか。
事務局（中山）	効率よく発電ができる設置の仕方になる。
5番 興野 礼子 委員	これだけの面積を●●●から通いで耕作するということで怪しい気配はあるが、違反をしているわけではないので受けざるを得ないかと。今後、似たような案件が出てくると思われるので、委員も事務局も細かいところまで目を通し、しっかり審議していくことが重要。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 なお、整理番号9番については、面積が3,000㎡を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一

(議長)	般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することとしてよろしいか、併せてお諮りします。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から8番及び10番については、申請のとおり許可することに決定し、整理番号9番については、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。 それでは次に、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から8番及び17番から24番を審議いたします。 調査委員の報告をお願いいたします。なお、それぞれの案件について区分地上権の設定と使用貸借権の設定があるので、併せて報告していただきます。整理番号1番、17番について、2番 田中 雄二 委員をお願いいたします。
2番 田中 雄二 委員	3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定10年間、使用貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号1の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告があったとおりですが、サツマイモの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号17のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、使用貸借権の設定24年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農業・林業及び造園業、種苗・樹木の生産・販売、農作業の受託、農産物の加工・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 300、代表取締役、年間300日。農業関係者の議決権の割合、100%。株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が取締役の数の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約120km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	整理番号2番、18番については、調査委員が欠席のため事務局に代読させます。
事務局（大橋）	3月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定10年間、使用貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号2の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告があったとおりですが、サツマイモの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号18のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、使用貸借権の設定24年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農業・林業及び造園業、種苗・樹木の生産・販売、農作業の受託、農産物の加工・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 300、代表取締役、年間300日。農業関係者の議決権の割合、100%。株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が取締役の数の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約120km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番、19番、5番、21番について、8番 川上 恵 委員をお願いいたします。
8番 川上 恵 委員	3月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3・5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定10年間、使用貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号3・5の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告があったとおりですが、サツマイモの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全

(8番 川上 恵 委員)	部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	3月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号19・21のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、使用貸借権の設定24年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農業・林業及び造園業、種苗・樹木の生産・販売、農作業の受託、農産物の加工・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 300、代表取締役、年間300日。農業関係者の議決権の割合、100%。株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が取締役の数の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約120km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
18番 相吉澤 宏 委員	整理番号4番、20番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。 3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定10年間、使用貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号4の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告があったとおりですが、サツマイモの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号20のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、使用貸借権の設定24年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農業・林業及び造園業、種苗・樹木の生産・販売、農作業の受託、農産物の加工・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 300、代表取締役、年間300日。農業関係者の議決権の割合、100%。株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が取締役の数の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約120km。農地等の効率的利

(18番 相吉澤 宏 委員)	用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号6番、22番について、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。
7番 齋藤 勉 委員	3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定10年間、使用貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号6の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告があったとおりですが、サツマイモの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号22のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、使用貸借権の設定24年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農業・林業及び造園業、種苗・樹木の生産・販売、農作業の受託、農産物の加工・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 300、代表取締役、年間300日。農業関係者の議決権の割合、100%。株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が取締役の数の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約120km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号7番、23番、8番、24番について、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5番 興野 礼子 委員	3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7・8のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定10年間、使用貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号7・8の営

(5番 興野 礼子 委員)	農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告があったとおりですが、サツマイモの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号23・24のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、使用貸借権の設定24年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農業・林業及び造園業、種苗・樹木の生産・販売、農作業の受託、農産物の加工・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 300、代表取締役、年間300日。農業関係者の議決権の割合、100%。株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が取締役の数の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約120km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から8番及び17番から24番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から8番及び17番から24番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。
12番 小川 祥一 委員	3月16日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成24年4月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約24年以上。平成10年以前から、当時の●●●中学校の校庭の一部及び通路として利用しており、平成28年に●●●小学校が移転してからも同様の状況で、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、学校敷地及び通路。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18番 相吉澤 宏 委員	3月19日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号2のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和63年3月 贈与により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約33年。平成2年7月に株式会社●●●が工場を新築した際から隣接する申請地を工場敷地及び駐車場として利用しており、現在に至る。平成元年12月4日5条許可済。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、工場敷地及び駐車場。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定

(議長)	することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第250号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第250号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第250号）については、新規7件、更新18件です。利用権の設定を受ける者13名、利用権を設定する者23名です。利用権の設定面積は、81,111㎡です。令和4年度 累計は、1,307,750㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年3月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第250号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第250号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第8 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第251号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局（中山）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第251号）の承認について、ご説明いたします。本案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により「農用地利用集積計画」の決定について、市から農業委員会に対して、審議を依頼するものであります。 本案については、今まで那須烏山市農業公社が農地利用集積円滑化事業として農地の出し手と受け手の間に入り賃貸借を設定しておりましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、令和2年4月以降はこれらの事業ができなくなり、農地中間管理事業との統合一本化が開始されたことから、農地中間管理機構を介して農地の出し手と受け手が契約する農地中間管理事業へ移行するものであります。 本案については、出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、農用地集積計画一括方式にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第251号）については、新規9件です。利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者9名です。利用権の設定面積は、50,705㎡です。令和4年度 累計は、193,197㎡です。設定内容等の詳細については、別紙議案書のとおりです。計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第251号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第251号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第9 議案第6号 「令和5年度農作業標準賃金の設定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第6号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局長（相ヶ瀬）	< 別紙（案）により内容説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	質疑がないようですので、議案第6号「令和5年度農作業標準賃金の設定について」は、別紙（案）のとおり設定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第9 議案第6号「令和5年度農作業標準賃金の設定について」は、別紙（案）のとおり設定することに決定いたしましたので、（案）を削除してください。 次に、日程第10 議案第7号「令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」を議題いたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 別紙（案）により内容説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	質疑がないようですので、議案第7号「令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」は、別紙（案）のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第 10 議案第 7 号 「令和 5 年度農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」は、別紙（案）のとおり承認することに決定いたしましたので、（案）を削除してください。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 4 時 13 分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 5 年 3 月 22 日 議 長 15 番 16 番
-----------	--